

ふくしまの家情報ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 ふくしまの家情報ネットワークは、福島県内の各地域において良質なふくしまらしい住宅生産に携わる者、関係団体及び市町村に対して、国、県及び関係機関からの住宅施策や補助事業に関する情報等（以下「情報等」という。）を迅速にきめ細かく伝達し、これらの情報等を活用することや関係者間の連携を図ることにより、県内の地域住宅産業の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 県内に主たる事務所又は事業所を有して住宅生産に携わる者、関係団体及び市町村とする
- (2) 登録 対象者がこの要綱の目的を理解、賛同したうえで、情報等を得るために本県のホームページの登録窓口より申込み、受付IDを取得すること（登録の更新は月初めに1回とする）
- (3) 相談 登録した者（以下「登録者」という。）がこの要綱の目的に沿って県のホームページの相談窓口から問い合わせをすること
- (4) 登録抹消 登録者が本県のホームページの登録抹消窓口より抹消の申込みを行うこと、または、対象者に該当しない者が登録を行った場合に事務局にて抹消すること
- (5) 登録変更 登録者が登録内容に変更が生じた場合、登録抹消を行い、再度登録を行うこと

(業務)

第3条 ふくしまの家情報ネットワークは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本県のホームページに「ふくしまの家情報ネットワーク窓口」（以下「ネットワーク窓口」という。）を開設する。
- (2) ネットワーク窓口には、「登録窓口」、「相談窓口」、「登録抹消窓口」、「情報提供窓口」を設置する。
- (3) 登録者への情報提供や、相談への回答を行う。
- (4) 登録者の連携等を図るため、登録者等による情報交換のための会議等を開催する。

(事務局)

第4条 ふくしまの家情報ネットワークは、前条の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、福島県土木部建築指導課に置く。

(情報提供)

第5条 この要綱の目的に沿った情報等を県のホームページに掲載した場合、事務局から登録者にその旨をメールにて通知する。

(相談回答)

第6条 登録者より相談があった場合、原則として、7日以内に事務局は登録者にメールにて回答等をする。

(会議等の開催)

第7条 事務局は、この要綱に関することで必要に応じて登録者等を参集して会議等を開催することができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 登録窓口より取得した個人情報については、この要綱の目的以外の目的には利用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、維持運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。